

# 県外医療機関等で受ける妊婦一般健康診査費用の一部助成について

北島町では、県外医療機関等で受診される妊婦健診費用の一部を助成しております。

妊婦の方には、母子健康手帳とともに、県内の医療機関で利用できる「受診票」をお渡ししていますが、この「受診票」は県外では利用できません。里帰り出産等により県外の医療機関等で妊婦健診を受ける場合は、健診費用の一部を助成致します。ただし、助成の申請は費用を医療機関等に支払った日から2年以内とさせていただきます。

## 助成の対象となる妊婦健診

- ・北島町に住民登録があるときに、県外の医療機関等で受診した妊婦健診
- ・妊婦健診の回数が14回以内、受診時期および検査項目が、県内医療機関で受ける場合と同じである妊婦健診

## 助成の内容

- ・各回数で上限金額が決まっており、その範囲内での助成となります。
- ・口座へのお振り込みとなります。

## 助成の申請に必要なもの

- ① 「妊婦一般健康診査受診票 県内用」・・・未使用のもの
- ② 「領収書」・・・妊婦の方の氏名、受診日、医療機関名、領収印があり、妊婦健診とわかるもの
- ③ 「診療明細書」・・・これがない場合は、こちらから医療機関に検査項目等を確認させていただく場合がございます。ご了承ください。
- ④ 母子健康手帳・・・健診回数などをご確認ください
- ⑤ 印鑑・・・認め印で結構です
- ⑥ 申請書・・・保健相談センターにありますので、窓口でご記入、押印をいただきます。
- ⑦ 妊婦さん名義の振込先のわかるもの

ただし、口座名義が妊婦の方以外のものである場合は、委任状が必要です。

## その他のご注意

●北島町に住民登録があり、里帰り出産等のためしばらく県外に滞在を予定している方へ  
上記の「妊婦健康診査」以外に、お子様の健診・予防接種・医療費・その他の手続きに関しても、事前に北島町保健相談センターまでご確認ください。ご了承ください。

## ●転出予定の方へ

「妊婦健康診査」の助成は、北島町に住民登録されていることが条件となります。北島町から転出後に妊婦健診を受ける際は、北島町が発行した「受診票」は使用できません。転出予定先の市町村に、事前にご確認ください。

また、お子様の健診・予防接種・医療費・その他の手続きについても、転出予定先の市町村に、事前にご確認されることをお勧め致します。

●問い合わせ 北島町保健相談センター(☎088-698-8909)